# 厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業) 総括研究報告書

## ICD の改訂における発達障害の位置づけについて

研究代表者 市川宏伸

東京都立小児総合医療センター顧問/国立障害者リハビリテーションセンター研究所顧問

## 研究要旨

2015 年以降に ICD の改訂が予定されているが、それは 2013 年に発刊された DSM-5 に強い影響を受ける可能性が示唆されている。我が国においては、発達障害支援法の中に発達障害の定義があり、これは世界保健機構による診断基準である ICD-10 を背景にしている。従って発達障害の支援に関係の深い、精神保健福祉手帳や障害者基礎年金、特別児童扶養手当等の診断書にも ICD-10 が間接的に関与している。ICD の改訂が我が国の発達障害行政への影響が大きいと考えて、我が国の「発達障害」の定義を今後どう考えるべきかについて調査した。「ICD 11 がDSM-5と共通する部分が多くなる」という前提のもとで、医療関係者を中心にアンケート調査を行った。アンケート回答者は、改訂によりICD 11 が発達障害の定義に反映されることについて概ね肯定的であった。

また、海外における DSM/ICD の改訂の影響について分担研究者が欧米を中心に調査した結果、国によって考え方は大き〈異なることがわかった。

ICD 11 作成の最新の動向については、ICD 11 の児童・小児期の診断基準の検討に関与されている Beard 教授を日本に招き、現時点での最新の情報を収集した。

#### 分担研究者 (五十音順)

渥美義賢 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

内山登紀夫 福島大学大学院 教授

深津玲子 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター

センター長

### 研究協力者 (五十音順)

齋藤卓弥 日本医科大学付属病院 精神神経科 准教授

鈴木さとみ 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター

医療社会事業専門職

鄭理香 Ds's メンタルヘルス・ラボ 代表取締役

松本ちひろ 東京医科大学 精神医学講座 助手

森野百合子 東京都立小児総合医療センター 児童・思春期精神科医長

## A. 研究目的

我が国においては発達障害の定義をICD-10 によって規定している。ICD 改訂に際し、現在の定義に含まれている発達障害者が、医療、福祉、教育等の分野で受けている支援を維持できるようにするためには、今後のICDの改訂に際して発達障害の定義をどう整理したら良いかについて検討する。

#### B. 研究方法

ICD の改訂に関する最新の動向を把握するとともに、国内の福祉・教育の制度への影響を確認する。また、海外において DSM 及び ICD の改訂が当事者、家族、行政施策にどのような影響を与えると考えられているかについて調査する。

- (a) 国内における影響について「現時点の暫定的 ICD の改訂案について発達障害児者支援への影響についての見解を中心に、国内の発達障害に詳しい医療関係者に対してインタビューとアンケートを併用して調査した。
- (b) 海外における影響について DSM 及び

ICD の改訂が欧米の行政制度にどのように影響するかついて、米国及び英国の発達障害を専門にする医療、行政等関係者の見解をインタビュー調査した。

(c) DSM-5 の改訂及び ICD-11 における神経発達障害の最新の動向について DSM-5 及び ICD-11 の作業部会委員である研究者を招聘し、発達障害に関連する最新の改訂作業の動向、現在の状況ならびに今後の方向性について意見交換を行った。

#### (倫理面への配慮)

研究内容は個人情報に関与するもの含まない。インタビューならびに質問紙調査に際しては、調査の背景、目的、回答データ及び個人情報の扱われ方を明示し、同意を得た。

## C. 結果

(a) 国内における影響について

インタビューによる回答 6 通、郵送、メールによる回答 36 通で、計 42 通を回収した。回答者の属性は、医療関係 37 名、教育関係 2 名、福祉関係 3 名であった。

ICD 改訂後に ICD-11 に基づいて発達障 害の範囲を規定することについては賛同す る意見が多くを占めた。ICD-11 において 「神経発達障害(仮名)」とは別の診断カテ ゴリーに位置づけられると予測される障害 については、心理社会的要因や環境要因な どが背景にあるとされるものであり、自閉 症スペクトラム症(以下 ASD) や注意欠陥 多動症(以下、ADHD),特異的学習障害(以 下 SLD ) といった生物学的要因を考慮した ものと分ける方がよいといった考え方が多 かった。また、ICD-11 の「神経発達障害(仮 名)」に知的障害 (ICD-10 では F7) が含ま れることについては、医学関係者からは「妥 当である」とする意見が多く、現行法との 調整や支援体制を考慮する必要があると考 えられた。

以上により、予測される ICD の改訂を我が国の発達障害者施策に反映することについては、概ね肯定的な意見が多かった。

(b) 海外における影響について
改訂の影響は国により異なっていた。
米国では臨床医は DSM を用いるため、
DSM の改訂に関心が集まっていた。特に、
当事者や家族たちは、DSM- においてアスペルガー障害や特定不能の広汎性発達障害といった診断を受けている人々が DSM-5の ASD の診断基準を満たすのか、または、新設された社会コミュニケーション症(social (pragmatic) communication disorder、以下 SCD)と診断されるのか、その場合においては、現在受給しているサービスに影響を与えることを懸念していた。
英国では、診断とサービス受給のためのアセスメントは相互に独立しているため、診

断分類の変更がサービスに影響することはなく、改訂の影響に関する議論は起こっていなかった。

(c) DSM-5 の改訂及び ICD-11 における神 経発達障害の最新の動向について

DSM と ICD の双方の改訂作業部会に委員として参加している英国の専門家の招聘により、DSM の改訂の背景及び ICD-11 の現在の改訂経過、今後の方向性について、国内の関係者の間で情報を共有することが出来た。

#### D. 考察

- ・ 国内の調査からは、我が国の医療関係者 の多くが発達障害の範囲を従来通り ICD によって規定することが適切であ ると考えており、DSM-5 で提唱された 「神経発達障害」の概念と対象範囲が、 現在の発達障害者の診療や支援と概ね 親和性が高いものと考えられる。
- ・ 今回の調査は、医療関係者の意向は反映されているが、その他の関係者の意向にいては今後の検討が必要である。教育への影響については、学校教育法の中に発達障害の定義がないため改訂に対する対応が求められないと思われたことから、主な調査対象者とはしなかったが、影響の有無については別途、検討が必要であると考えられる。
- ・海外の動向では、DSM を使用する米国と多様な診断定義を用いる英国では DSMとICDの改訂の影響は大きく異なるものであった。DSM-5 が刊行された 翌年に、米国保健省は ASD の診断及び サービス受給資格が継続されると発表

したが、診断とサービス受給のためのニーズアセスメントが独立している英国においては診断分類の改訂がサービス受給に影響を与えることはなく、政府の対応を要すると考えられていなかった。日本は発達障害者支援法の定義に ICDを用いており、米国とは異なる状況であるため、ICD の改訂作業については、今後もその経過を慎重に見守る必要があると考えられる。

・ 改訂作業部会委員の招聘の結果、国内に おいて多くの研究者や臨床家が認識し ている発達障害に関する理解と国際的 理解とが大きく乖離していないと考え られた。

#### E. 結論

ICD の改訂が我が国の「発達障害」の定義に与える影響を検討するため、国内の医療関係者、海外の発達障害の専門家を対象に調査を行い、また、DSM 及び ICD の改訂作業部会委員を招聘し最新の動向を把握した結果、

・ICD 改訂の方向性については、我が国の発達障害の捉え方とは親和性を持つものであり、大きな混乱を招く可能性は低いものであること、

・診断分類の採用とサービス提供対象者決定の基準は国によって異なるが、我が国はICDによって発達障害の定義をしているため、ICD改訂の結果については、今後も引き続き積極的に情報収集を行い、対応を検討する必要があること、

等の状況の把握ができた。

#### F. 健康危険度

なし

## G. 研究論文

市川宏伸:発達障害児の理解と生活指導. 理学療法ジャーナル 48(2);93-99,2014 市川宏伸:最近の発達障害概念.精神療法 39(6);935-941,2013

市川宏伸:高機能発達障害者のリワーク. 精神医学 55(8):735-740,2013

市川宏伸:成人における ADHD の概念.精 神科 23(1):1-6,2013

市川宏伸:おとなの ADHD 臨床の動向.精 神科治療学 28(2);133-137,2013

市川宏伸:現状と課題 - 国内外の動向.総 合リハビリテーション 41(1);7-11,2013

## 猫文

American Psychiatric Association (2013a).Desk reference to the Diagnostic Criteria from DSM-5TM.

Washington, DC, London, England: American Psychiatric Publishing.

American Psychiatric Association (2013b).Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders Fifth edition DSM-5TM . Washington, DC, London, England: American Psychiatric Publishing.

American Psychiatric Association (2000).
Quick Reference to the Diagnostic Criteria from DSM- -TR .Washington, DC, London, England: American Psychiatric Association.(高橋三郎・大野 裕・染矢俊幸(訳)(2012)DSM- -TR 精神疾患の分類と診断の手引き 新訂版

## 医学書院)

World Health Organization (1992)The ICD-10 Classification of Mental and Behavioral Disorders: Clinical Descriptions and Diagnostic Guidelines. World Health Organization, Geneva. (融道男,中根允文,小見山見,岡崎裕士,大久保善朗監訳(1993) ICD-10 精神および行動の障害-臨床記述と診断ガイドライン-,医学書院.